

広島県告示第五百八十号

令和二年広島県告示第千二百九十六号（徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように変更する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後						変 更 前					
名称	一般社団法人広島県自動車整備振興会	(略)	スマートフオン等の電子機器の決済サービスによる徴収金の収納	(略)	委託開始年月日	名称	一般社団法人広島県自動車整備振興会	(略)	スマートフオン等の電子機器の決済サービスによる徴収金の収納	(略)	委託開始年月日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
LINE Pay株式会社	(略)	(略)	(略)	令和三年一月一日	(略)	LINE Pay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三号	同	同	同	令和三年一月一日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同	同	同	同	同

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。